

令和元年度「海外渡航費助成事業」実施要領

- 1、目的 海外見本市、展示会、商談会、販売促進フェア、研修視察への参加等海外に渡航しなければ遂行できない事業の実施を支援することにより、会員の海外ビジネス展開を推進することを目的とする。
- 2、対象会員 一般会員
- 3、対象期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日
- 4、助成内容
助成限度額： 会員1口あたり4万円(1口あたり1名分)
利用限度： 会員口数3口までとします。
※1件の参加事業で3口(3人分)の利用も可能です。
※会員口数が2口以上の場合、「国内外商談会出展費助成事業」と併用が可能ですが、2事業合計の利用回数は会費口数が限度となります。
※別記の申請パターン例を参照してください。
- 5、対象費用 海外見本市、展示会、商談会、販売促進フェア、研修視察に参加するための渡航費
※自社以外の主催者がいない場合や自社単独の営業目的とする渡航は対象外とします。

6、本事業の利用方法・手順

(1)【申請者→機構】

様式第1号「海外渡航費助成事業・助成金申請書兼請求書」の提出

本事業を利用しようとする会員は、海外渡航終了後、当機構事務局に「海外渡航費助成事業・助成金申請書兼請求書」(様式第1号)に海外渡航事業に参加した事実がわかる下記の書類一式を添付してご提出ください。(提出は、FAX、メール郵送、持参のいずれでも構いません。)

【様式第1号への添付書類】

- ① 海外渡航費支払領収書または請求書(コピー可)
- ② 海外渡航報告書(書式は自由。A4用紙1～2枚程度にまとめる)

(2)【機構→申請者】

交付の決定及び助成金の振込

機構は、申請書の内容、予算等を確認のうえ、助成を決定した場合は、申請者に様式第2号「海外渡航費助成事業・助成金交付額決定通知書」を送付するとともに、所定の口座に助成金を振り込みます。なお、不採択の場合はその旨を別途連絡します。

7、その他

- 本事業による助成金の申請は、当該年度の会費納入後とします。
- 本事業は実施予定件数に達し次第受付を終了いたしますこと、予めご承知ください。
- 本要領は、平成31年4月1日より施行、適用します。

8、問い合わせ・連絡先

一般社団法人山形県国際経済振興機構

990-0042 山形市七日町3-5-20 富士火災山形ビル5階

電話:023-687-1127 FAX:023-687-1129 E-mail:y-es@y-es.or.jp

別記

申請パターン例

- 1、会員口数1口の場合は1回(1人分)の申請
- 2、会員口数2口の場合
 - 例1 2回(2人分)までの申請
 - 例2 本事業1回(1人分)と国内外商談会出展費助成1回の申請
- 3、会員口数3口の場合
 - 例1 3回(3人分)までの申請
 - 例2 本事業2回(2人分)と、国内外商談会出展費助成事業で、国内外の商談会等出展またはジェトロ主催の海外商談会・見本市等出展のどちらか一方の申請
 - 例3 本事業1回(1人分)と国内外商談会出展費助成事業で、国内外の商談会等出展とジェトロ主催の海外商談会・見本市出展をそれぞれ1回の申請。